

令和5年度 特定非営利活動法人ぱんじー事業計画

【総合的な方針】

I. 甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づく事業の実施と中核機関としての役割の遂行

成年後見制度の利用促進にとどまらず、広く権利擁護支援の充実を目指す計画として策定された「甲賀圏域権利擁護支援推進計画」に沿って、甲賀市・湖南市の2市から当法人に委託される「権利擁護支援センター運営事業」の業務内容を着実に執行し、「誰もが尊厳をもってその人らしく暮らすことのできるまち」の実現に寄与する。

令和4年度から指定を受けている中核機関としての役割については、特に、関係機関等とのネットワークの構築や権利擁護支援を支える人づくりのための事業に注力していくこととし、権利擁護支援推進協議会による圏域課題の解決に向けた検討や、支援者の資質・力量の向上に向けた研修等の事業を積極的に行う。

II. 法人後見受任事業

法人後見受任業務については、引き続き適正な業務遂行に努め、第三者からなる運営適正化委員会を設置し、業務内容のチェックを行う。

新たな法人後見の受任に際しては、法人後見受任審査委員会の意見を踏まえて受任の適否を判断する。

また、圏域の後見等受任者の不足の解消に向け、当法人の組織体制の整備について引き続き2市との運営協議会において協議を継続するとともに、新たな法人後見受任団体の確保に向けて、甲賀圏域権利擁護支援推進協議会においても検討を進めていくこととする。

III. 具体的な事業内容

別紙事業計画

IV. 事務局体制の整備と相談専門職の人材確保、育成

当法人は、令和4年度から甲賀圏域における地域連携ネットワークづくりを進める中核機関に定められ、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を果たしていくことが求められている。

しかしその反面、新たな相談員の増員は実現せず、法人本部の事務を担う事務局体制もパートタイマー職員のみによる脆弱な状況にあり、相談員や事務方職員の確保は喫緊の課題である。

2市から委託された権利擁護支援センター業務を着実に執行していくには、人員と質の高い人材の確保が急務であることを引き続き2市に訴え、体制の整備・強化を図っていく。

V. コロナ禍における事業の対応

コロナウィルス感染症が未だ収束しない状況にあることから、相談事業、研修や普及啓発事業の実施に当たっては、事前予約制やリモートによる会議など実施方法を工夫するなど、引き続き感染防止対策に努めながら事業を進めていく。